

交通事故や傷害事件、 他人の飼い犬に咬まれた等 第三者行為によってケガをしたときは、 国保に届出することで 国保を使った治療ができます！

- 交通事故など第三者（加害者）の行為によって生じた医療費は、原則として加害者が過失に応じて負担するものですが、「第三者行為による被害届」を提出することにより、国保を使った治療ができます。
- 国保は、加害者が負担する医療費を一時的に立て替え、あとで第三者（加害者）に請求します。
- 国保は「第三者行為による被害届」により、医療費の国保給付分について加害者への損害賠償請求権が被害者から国保に委譲されたことになり、以後国保が被害者に代わって加害者との交渉を行うこととなります。

国保で医療を受けるとき

- 交通事故でケガをしたときは、まず必ず警察に『人身事故』の届出をしてください。警察に届出をしないと「交通事故証明書」の交付を受けることができず、国民健康保険を使うことを認めることができなくなる場合があります。
- 事故など緊急の場合は、直ちに電話等で国保に連絡してください。
- 速やかに「第三者行為による被害届」に必要事項を記入し、滝沢市国保に提出してください。

示談前に国保に相談を！

- 加害者との示談の前には、必ず国保にご相談ください。国保に相談なく示談すると、示談後は国保を使った治療ができなくなります。

届出に必要なもの

- 印鑑 / ○保険証 / ○事故証明書（交通事故の場合）
 - その他、第三者行為の内容により提出を求める書類があります。
- ※詳しくは、滝沢市国保の窓口にご相談ください。

お問い合わせ 滝沢市 保険年金課 国保担当

電話 019-656-6528（直通）